

第34号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「560円」の次に「（従事した時間帯の全部又は一部が夜間（日没時から日出時までの間をいう。次項及び第19条第3項第2号において同じ。）である場合にあっては、当該額に280円を加算した額）」を加え、同条第3項中「280円」の次に「（従事した時間帯の全部又は一部が夜間である場合にあっては、420円）」を加える。

第13条第1項中「の一部」を削り、同条第2項中「730円（深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、410円）」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 深夜における勤務時間が5時間以上である場合 1,100円
- (2) 深夜における勤務時間が2時間以上5時間未満である場合 730円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 410円

第19条第3項第2号中「（日没時から日出時までの間をいう。）」を削る。

第22条第1項中「第21条第2項」を「前条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。